

農協改革に関する意見書

本市の農業は、温暖な気候や豊かな水資源などの自然環境のもと、農業者のたゆまぬ努力によって、地域経済の一翼を担うとともに、市民に新鮮な食料や良好な景観等を提供しています。

この中で、ＪＡあいち三河は、農畜産物の販売や営農指導を初め、農地集積や新規就農者の育成、農産物直売所の設置など、農家経営の安定化と地域農業振興において、また、これら営農関連事業にとどまらず、組合員を初め地域の人々の生活を支える事業を展開し、市民の生活基盤としても非常に重要な役割を果たしています。

特に、本市は、担い手農家の減少と農家と非農家との混住化が進む地域にあって、ＪＡは、本市との連携・協調のもと、担い手農家の経営安定、新規就農者の育成、農業塾等の開設、安全安心な農畜産物の生産、農産物直売所・学校給食など地産地消の取り組み、地域住民への生活サービスなどの取り組みや活動を積極的に展開しており、本市の社会・経済上なくてはならない組織となっています。

このような中、政府は、2019年5月末までを期間とする農協改革集中推進期間を設定し、地域農協組織の信用事業の農林中金等への譲渡等を初めとする改革を促しています。

また、平成28年4月1日に施行された改正農業協同組合法附則では、改正後5年を経過する2021年3月末までに、農協制度や准組合員利用規制の導入について検討を行い、結論を得るものとされています。

一方、ＪＡグループは、現在、農家所得の向上を最重点目標として、ＪＡの総合事業性を活用した自己改革に取り組んでいるところでありますが、今後進められる信用事業の分離誘導や、准組合員利用規制の導入などの内容によっては、ＪＡの機能発揮が十分に行えなくなり、農業振興や地域振興に支障を来すことが懸念されます。

そもそも、ＪＡは組合員の民主的な協同組織です。ＪＡのあり方を決めるのは政府ではなく、組合員が決定するものであるという協同組合の基本原則に沿った対応が望まれます。

よって、国におかれてはこうした状況を踏まえ、下記の事項に責任を持って対応されるよう要望します。

信用事業譲渡及び准組合員利用規制の導入は、JAの主権者たる組合員の判断に基づくものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月22日

岡 崎 市 議 会